資料４－１

２０消安第３９９８号
平成２０年７月１０日

農業資材審議会長
本　山　直　樹　殿

農林水産大臣　若林　正俊

飼料添加物の成分規格等の改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和２８年法律第３５号。以下「法」という。）第３条第３項の規定に基づく飼料添加物の基準又は規格の改正に係る下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

法第３条第１項の規定に基づく飼料添加物に関わる基準及び規格の改正について

1　飼料添加物一般の通則
2　飼料添加物一般の製造の方法の基準
3　飼料添加物一般の試験法
4　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定
5　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準